

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当します。

平成26年4月11日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 調達内容

(1) 事業名称

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業

(2) 事業場所

豊川浄化センター（愛知県豊橋市新西浜町地内）

(3) 事業概要

ア 事業方式

豊川浄化センター内の汚泥処理施設（下水汚泥の濃縮、消化、脱水等を行う各施設をいう。以下同じ。）については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、事業者が自らの提案をもとに汚泥処理施設の更新、改修等を行った後、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営・維持管理を行う方式（RO：Rehabilitate Operate）により実施することとします。

また、豊川浄化センター内のバイオガス利活用施設（下水汚泥から生成されるバイオガスを利活用するために必要な施設をいう。以下同じ。）については、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとにバイオガス利活用施設の設計及び建設を行った後、愛知県に当該施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営・維持管理を行う方式（BTO：Build Transfer Operate）により実施することとします。

イ 契約期間

契約締結日から平成48年3月31日まで

ウ 事業範囲

入札説明書で示す事業範囲とします。

2 競争参加資格

(1) 応募者の構成

応募グループは、次の全ての要件を満たすこと。なお、企業単体で次のウからオまでの全ての要件を満たす場合も応募者としての参加資格を有します。

ア 構成企業の中から、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めていること。

また、参加表明書の提出時に代表企業の名称を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

イ 参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募グループの構成企業及び協力企業の名称及びその携わる業務を明記すること。

ウ 応募グループの構成企業、協力企業及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者として別に入札説明書に定めるものは、他の応募グループの構成企業又は協力企業として参加できないこと。

エ 応募グループの構成企業及び協力企業のいずれも、次の全ての要件を満たすこと。なお、応募者の参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限日とする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (ウ) P F I 法第 9 条に規定する欠格事由に該当しない者であること。
 - (エ) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
 - (オ) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
 - (カ) 県が本事業のアドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社(その子会社を含む。)若しくは日比谷パーク法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者として別に入札説明書で定める者でないこと。
 - (キ) 県が設置する「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する P F I 事業者選定委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者として別に入札説明書で定める者でないこと。
 - (ク) 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。
- オ 応募グループの構成企業及び協力企業のうち汚泥処理施設及びバイオガス利活用施設の設計・建設又は運営・維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。
- なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施できることとする。
- (ア) 設計・建設業務のうち機械器具設置工事及び電気工事に当たる者は、次の全ての要件を満たすこと。
 - a 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により、機械器具設置工事業及び電気工事業について特定建設業の許可を受けていること。
なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、それぞれの者が、分担する工事について、当該要件を満たしていること。
 - b 本入札に参加する本店又は営業所で機械器具設置工事業及び電気工事業を営んでいること。
なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、それぞれの者が、分担する工事について、当該要件を満たしていること。
 - c 平成 26 年度及び平成 27 年度愛知県建設部入札参加資格者名簿のうち、「機械器具設置工事業」及び「電気工事業」に登録されていること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。
なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、それぞれの者が、分担する工事について、当該要件を満たしていること。
 - d 平成 26 年度及び平成 27 年度の愛知県建設部における入札参加資格において認定された経営事項評価点数が、機械器具設置工事業については 900 点以上、電気工事業については 910 点以上であること。
なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、少なくとも 1 者が、分担する工事について、当該要件を満たしていること。
 - e バイオガス利活用施設に係る事業の機械器具設置工事及び電気工事を行う者は、国・地方公共団体又は特殊法人等(P F I 法に基づく事業等において国・地方公共団体又は特殊法人等との間で事業契約を締結した特別目的会社を含む。以下同じ。)が発注する工事において、元請として、過去 15 年間(平成 11 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日までをいう。以下同じ。)に、下水汚泥、一般廃棄物等から

メタン発酵により生成されるバイオガスの利活用を行う施設の機械器具設置工事又は電気工事（実証プラントでの実績を含む。）を完了した実績を有すること（本事業として提案する施設と同種の施設に係るものに限る。）。

なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、機械器具設置工事又は電気工事を行う者のうち、少なくとも1者が、分担する工事と同種の工事実績を有すること。

f 汚泥処理施設に係る事業の機械器具設置工事を行う者は、国・地方公共団体又は特殊法人等が発注する工事において、元請として、過去15年間に、次の全ての工事を完了した実績を有すること。

なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、それぞれの者が、分担する工事と同種の工事実績を有すること。

(a) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）から発生する下水汚泥を処理する濃縮機の設置工事

(b) 終末処理場から発生する下水汚泥を処理する消化設備（攪拌機及び加温装置を含むものに限る。）の設置工事

(c) 終末処理場から発生する下水汚泥を処理する脱水機の設置工事

g 汚泥処理施設に係る事業の電気工事を行う者は、国・地方公共団体又は特殊法人等が発注する工事において、元請として、過去15年間に、次の全ての工事を完了した実績を有すること。

なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、それぞれの者が、分担する工事と同種の工事実績を有すること。

(a) 終末処理場に係る高圧受変電設備（遮断器盤又は変圧器盤のいずれかを含む各機器で構成される設備をいう。）の設置工事

(b) 終末処理場に係る運転操作設備（コントロールセンタ、補助継電器盤及び現場操作盤の全てを含む設備をいう。）の設置工事

(イ) 運営・維持管理業務に当たる者は、次の全ての要件を満たすこと。

a 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録簿に登録されている者であること。

b 平成26年度及び平成27年度の物件の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿のうち、大分類「03. 役務の提供等」、中分類「01. 建物等各種施設管理」、小分類「08. 上・下水道施設管理」のうち「02. 下水道施設管理（運転・点検・保守）」に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

c 国・地方公共団体、特殊法人等が発注する業務において、過去15年間に、次の全ての業務を国・地方公共団体又は特殊法人等から直接受託した実績があること。

また、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務と同種の運営・維持管理実績を有すること。

(a) 終末処理場における水処理施設及び汚泥処理施設（濃縮、消化及び脱水の処理の全てを行う施設に限る。）の運営・維持管理業務。ただし、同一箇所継続して3年以上、水処理及び汚泥処理（濃縮、消化及び脱水の処理の全てを含むものに限る。）を一括で行ったものに限る。

(b) 下水汚泥、一般廃棄物等からメタン発酵により生成されるバイオガスの利活用を行うための施設の運営・維持管理業務（実証プラントでの実績を含む。）。ただし、同一箇所継続して1年以上、本事業として提案する施設と同種の施設で行ったものに限る。

(ウ) (ア)及び(イ)に示す実績に係る要件については、他者と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が20%以上のものに限る。

(2) 応募者の構成企業等の変更

応募グループの構成企業及び協力企業が、参加表明書等の提出期限日から本業務の契約を締結する日までの間において(1)ウからオまでのいずれかの要件を欠く事態が生じた場合は、失格とすること又は落札者決定後は契約を締結しないことがあります。ただし、県がやむを得ないと判断した場合は、応募グループの代表企業を除く構成企業及び協力企業の変更又は追加について認めることがあります。なお、その場合には、変更又は追加をする構成企業又は協力企業が(1)ウからオまでの全ての要件を満たすことを証明することとします。また、変更又は追加をした場合には、速やかにそれらの証明のための書類を提出してください。

(3) 設計・建設業務又は運営・維持管理業務の実施において、共同企業体を形成する場合は、次の要件を満たすこと。

ア 設計・建設業務の実施において、特定建設工事共同企業体を形成する場合には、その構成員のうち、機械器具設置工事及び電気工事に当たる者全てが、(1)アからエまで及び(1)オ(ア)の全ての要件を満たすこと。

イ 設計・建設業務の実施において、特定建設工事共同企業体を形成する場合には、その代表者は、次の全ての要件を満たすこと。

(ア) (1)アからエまで及び(1)オ(ア) a から d までの全ての要件を満たすこと。

(イ) 汚泥処理施設に係る事業及びバイオガス利活用施設に係る事業を一括して行う特定建設工事共同企業体の代表者は、(1)オ(ア) e から g までの要件のいずれかを満たすこと。

(ウ) 汚泥処理施設に係る事業のみを行う特定建設工事共同企業体の代表者は、(1)オ(ア) f 又は g の要件のいずれかを満たすこと。

(エ) バイオガス利活用施設に係る事業のみを行う特定建設工事共同企業体の代表者は、(1)オ(ア) e の要件を満たすこと。

ウ 運営・維持管理業務の実施において、共同企業体を形成する場合には、共同企業体の構成員となる企業全てが、(1)アからエまで及び(1)オ(イ)の全ての要件を満たすこと。

(4) 再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）の設備認定取得時期に関する制限
落札者の決定前に本事業における再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）における経済産業省による認定を受けた応募グループは、失格とします。

3 入札説明書の公表方法等

(1) 入札説明書の公表方法

愛知県建設部下水道課のウェブページ (<https://www.pref.aichi.jp/0000070472.html>) において、平成 26 年 4 月 11 日（金）から公表します。

(2) 入札説明書等に関する説明会の場所及び日時

平成 26 年 4 月 18 日（金） 午前 11 時から正午まで（受付開始：午前 10 時 30 分）

豊川浄化センター内

愛知県豊橋市新西浜町地内

なお、当日は入札説明書等を配布しないので、必要な場合は、ウェブページから入手し持参してください。

(3) 参加表明書及び資格審査書の提出

ア 期間

平成 26 年 5 月 7 日（水）から平成 26 年 5 月 16 日（金）まで（日曜日、土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 場所

愛知県建設部下水道課

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2（郵便番号 460 - 8501）

ウ 方法

持参又は郵送によります。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県建設部下水道課計画調整グループに平成26年5月16日（金）午後5時までに必着とします。

(4) 入札及び開札の予定日時及び場所等

ア 日時

平成26年7月29日（火） 午前10時

イ 場所

愛知県自治センター地下2階 愛知県入札室
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

ウ 入札書等の提出方法

持参又は郵送による。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県建設部下水道課計画調整グループに平成26年7月28日（月）午後5時までに必着とします。

(5) 問合せ先

愛知県建設部下水道課計画調整グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
電話（052）954-6533

4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定します。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 入札の無効

愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第152条（入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract:

- ・Design, construction, maintenance, and operation of the “sludge treatment facility in the Aichi Prefectural Toyogawa sewage treatment plant” under PFI-RO method.
- ・Design, construction, maintenance, and operation of the “Biogas utilization facility in the Aichi Prefectural Toyogawa sewage treatment plant” under PFI-BTO method.

(2) Time for application: Please send application forms by 5:00 p.m. on May 16, 2014.

(3) Date of bid: 10:00 a.m. on July 29, 2014. (Postal bid should reach us by 5:00 p.m. on July 28, 2014.)

(4) Contact point : Sewerage Management Division, Department of Construction, Aichi Prefectural Government

3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan

Tel. 052-954-6533